



長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年1月10日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の16を同表の17とし、同表の5から15までを1ずつ繰り下げる、同表の4の次に次のように加える。

5 一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）第28条第2項の規定による旅費の支給に関する協議に応じること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第2号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人仁雄会穂高病院	安曇野市穂高4634番地	平成28年2月6日

医療推進課

長野県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科、薬局又は訪問看護

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
武田内科クリニック	安曇野市穂高柏原1122-1	平成24年11月1日
真田薬局	上田市真田町本原1016-4	平成24年9月1日
塩田薬局	上田市中野38-6	平成24年9月1日

長野県告示第3号

病院内保育所運営事業費補助金交付要綱（昭和50年長野県告示第87号）の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金から適用します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

第1中「又は一般社団法人」を「、一般社団法人」に、「（以下）を「、独立行政法人国立病院機構又は国立大学法人（以下）に改める。

第3の表中「171,750円」を「174,750円」に改める。

医療推進課

長野県告示第4号

看護職員確保対策事業等補助金交付要綱（平成23年長野県告示第171号）の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金から適用します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

「 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業 」

第2の表中

「 看護職員の就労環境改善事業 」

に、「2,261

千円」を「2,291千円」に改める。

医療推進課

医療推進課

ひだまり歯科	飯田市八幡町2130-7	平成24年11月1日
柳澤クリニック分院	佐久市佐久平駅北21番4	平成24年11月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター 訪問看護ステーションみづうみ	諏訪市大字豊田2400番地9	平成24年11月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター 訪問看護ステーションすずたけ	伊那市大字美篤7792番地3	平成24年11月1日
ごうど眼科	飯田市羽場町1丁目19番11号	平成24年10月1日
ウェルシア薬局伊那上新田店	伊那市上新田2021	平成24年11月1日
日本調剤 松本薬局	松本市島立2100-3	平成24年12月1日
日本調剤 辰野薬局	上伊那郡辰野町大字辰野1446-1	平成24年10月1日
クスリのアオキ栗佐薬局	千曲市大字栗佐字宮西1258-1	平成24年12月1日

地域福祉課

長野県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

薬局又は施術所

名 称	所 在 地	廃止年月日
高橋整骨院	安曇野市明科東川手646-2	平成24年11月30日
日本調剤 辰野薬局	上伊那郡辰野町大字伊那富3352-14	平成24年9月30日

地域福祉課

長野県告示第7号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
翠川 一利	松本市中央4-4-12 ハイツ源池12号	平成24年10月30日
山越 隆夫	松本市会田515	平成24年12月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
在宅マッサージ治療院寿楽 松本店	松本市白板1丁目9-34 FKビル301号	平成24年10月30日
山越整骨院	松本市会田515	平成24年12月1日

地域福祉課

長野県告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
エフビー介護サービス株式会社	エフビー訪問介護うすだ	佐久市臼田2177番地1	平成25年1月1日
株式会社あつたか伊那	あつたか伊那	上伊那郡南箕輪村5933番地5	平成25年1月1日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社クローバー	パセオおかや	岡谷市赤羽3丁目2番15号	平成25年1月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人大北社会福祉事業協会	居宅介護支援事業所白嶺	北安曇郡白馬村大字神城22847番地2	平成25年1月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
エフビー介護サービス株式会社	エフビー訪問介護うすだ	佐久市臼田2177番地1	平成25年1月1日
株式会社あつたか伊那	あつたか伊那	上伊那郡南箕輪村5933番地5	平成25年1月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第9号

佐久穂町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成24年9月14日から平成24年12月20日まで

3 作業地域

南佐久郡佐久穂町

建設政策課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月10日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

1 道路の種類 県道

2 路線名 塩尻鍋割穂高線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高牧164番の6地先から 安曇野市穂高牧142番の9地先まで	旧	m 8.3~9.5	km 0.2378
同上	新	9.5~27.5	0.2378

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年1月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月10日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

1 路線名 塩尻鍋割穂高線

2 供用を開始する区間

安曇野市穂高牧164番の6地先から

安曇野市穂高牧142番の9地先まで

3 供用を開始する期日 平成25年1月10日

道路管理課



公告

長野県職員（消防防災ヘリコプター操縦士）採用選考査を次のとおり行います。

平成25年1月10日

長野県知事 阿部 守一

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

1 募集区分、主な職務内容及び採用予定人員

募集区分	主な職務内容	採用予定員
消防防災ヘリコプター操縦士	ヘリコプター（ベル式412EP型機）の操縦に従事し、消防防災活動を行う。	1人

2 応募資格

(1) 資格等

次のいずれにも該当する者

ア 航空法（昭和27年法律第231号）第24条に規定する事業用操縦士（回転翼航空機に係るものに限る。）の資格を有し、かつ、同法第25条第1項及び第2項の規定による陸上多発タービン機の限定資格（ベル式212型に係るものに限る。）を有する者

イ 電波法（昭和25年法律第131号）第40条第1項第3号イに規定する航空無線通信士の資格を有する者

ウ 航空法第31条第2項に規定する有効な第一種航空身体検査証明書を有する者

エ 回転翼航空機の総飛行時間が1,000時間以上の者

(2) この選考査に応募できない者

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

3 選考の方法及び内容

選考の方法	内 容
作文 考査	一般的事項についての作文考査
口述 考査	個別面接による考査
適性 検査	職務遂行に必要な適性についての検査
実地 考査	ベル式412EP型機の操縦による考査
運航業績評定	運航業績についての評定
身体 検査	職務遂行上必要な健康度について、医療機関において作成された健康診断書に基づく検査
資格 調査	応募資格の有無及び申込書記載事項の真否についての調査

4 採用予定時期

平成25年4月1日

5 応募手続

(1) 募集案内及び申込書の交付

募集案内及び申込書は、長野県危機管理部消防課で交付するほか、長野県公式ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/>）からダウンロードして入手することができます。

(2) 申込方法

長野県消防防災ヘリコプター操縦士採用選考申込書に本人が必要事項を記入し、次の書類を添付して、長野県危機管理部消防課（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2）へ提出してください。

ア 運航業績等概要書 1部

イ 飛行時間を証明する書類（フライトログ） 1部

ウ 事業用操縦士（回転翼航空機に係るものに限る。）技能証明書の写し 1部

エ 陸上多発タービン機ベル式212型限定資格を証する書類の写し 1部

オ 航空無線通信士の免許の写し 1部

カ 第一種航空身体検査証明書の写し 1部

キ 健康診断書 1部

(3) 応募期限及び受付時間

平成25年2月12日（火）までに申込書及び必要書類を提出してください。受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時までです。

なお、郵送による申込みは、平成25年2月12日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) その他

ア 合否については応募者全員に文書で通知します。

イ この選考に関して不明な事項は、長野県危機管理部消防課（電話：026-235-7182又は026-232-0111 内線 5204）に問い合わせてください。

消防課